

へき地等病院医師配置標準特例許可について

1 特例措置の概要

平成 16 年 8 月 27 日の医療法施行規則の一部改正及び平成 16 年 8 月 30 日付け厚生労働省医政局長通知「へき地等病院医師確保支援特別対策の実施について」に基づき、「医師確保が著しく困難な状況である」等の要件に該当する病院は、申請により、医療審議会の意見を聴いた上で、医師配置標準の特例の適用を受けることが可能となっているもの。

【特例措置の内容】

許可を受けた日から起算して3年間、特例的に、当該病院の医師配置標準数が現行の 90%相当に緩和される。ただし、医師 3 人（医療法施行規則第 49 条の適用を受ける「療養病床が過半数の病院」は 2 人）という最低の員数は下回らないものとする。

2 特例措置申請病院

独立行政法人国立病院機構 釜石病院

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（通称：第 4 次地方分権一括法）等の施行に伴い、国開設病院等の開設・管理・監督等に係る事務・権限が都道府県に移譲され、平成 27 年度以降、国開設病院のへき地等病院の医師配置標準特例措置許可を都道府県知事が行うこととされているもの。
- 当該病院における医師配置標準特例措置については、令和 5 年 3 月 29 日に開催された本県医療審議会にて、特例措置の適用が適当である旨承認され、3 年間（令和 8 年 4 月 26 日まで）の特例措置の適用を受けているもの。